

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成24年10月17日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市左京区下鴨第3住宅地区建築協定

2 申請者の氏名

太田 考一

3 建築協定区域

京都市左京区下鴨中川原町45番地、46番地、47番地、48番地1から48番地7まで、51番地、51番地1、51番地5、51番地9、51番地11から51番地13まで、51番地22から51番地26まで、51番地28から51番地34まで、53番地2、53番地7、54番地1、54番地2、54番地4、54番地5、54番地7から54番地9まで、54番地11から54番地14まで、54番地16、54番地17、55番地5、55番地6、58番地、58番地1、58番地3から58番地9まで、58番地13から58番地18まで、60番地3、61番地、62番地、62番地3、62番地4、69番地6、71番地1、72番地、73番地、74番地1、74番地3、75番地、76番地、76番地1、77番地、79番地1、79番地8から79番地12まで、80番地5、90番地7、90番地17、91番地3、91番地4、91番地10、91番地14、92番地、94番地1から94番地3まで、95番地1から95番地3まで、95番地5、95番地8、95番地9、95番地11、97番地9、98番地及び99番地2並びに同区下鴨貴船町1番地4

4 建築協定区域隣接地

京都市左京区下鴨中川原町41番地、41番地3、42番地、43番地、43番地1、44番地1、44番地2、45番地1、45番地2、49番地1、50番地、51番地6から51番地8まで、51番地10、51番地14から51番地21まで、51番地27、53番地、53番地3から53番地6まで、53番地8から53番地17まで、54番地3、54番地10、54番地15、55番地、55番地3、55番地7、58番地10から58番地12、70番地1、70番地2、71番地2、71

番地 3 , 74 番地 2 , 78 番地 , 79 番地 , 79 番地 13 , 80 番地 2 から 80 番地 4 まで , 80 番地 6 , 81 番地 , 81 番地 2 , 82 番地 1 , 82 番地 2 , 83 番地 1 , 83 番地 2 , 84 番地 , 84 番地 1 , 90 番地 1 , 90 番地 2 , 90 番地 6 , 90 番地 8 , 90 番地 18 , 91 番地 2 , 91 番地 6 , 91 番地 9 , 91 番地 13 , 95 番地 6 , 95 番地 7 , 97 番地 , 97 番地 2 , 97 番地 3 , 97 番地 8 , 97 番地 13 から 97 番地 15 まで , 99 番地 , 99 番地 3 , 100 番地及び 100 番地 1

5 建築協定の事項

建築物の用途及び形態

6 協定の期間

10 年間

7 認可年月日及び番号

平成 24 年 10 月 17 日付け第 13 - 002 号

8 縦覧期間

京都市の休日を守る条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで(ただし , 正午から午後 1 時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)